
第4章. 目標達成に向けた施策

第1節. 基本方針Ⅰ パートナーシップの構築

1. 市民・事業者・行政の相互理解と協力体制の整備

ごみの減量・資源化のために、市民・事業者・行政が協働で取り組み、相互理解を深めるとともに、協力体制を整備し、環境にやさしいコミュニティを形成していけるように、ごみ減量推進員制度の充実、市民と行政との情報交流の活性化、事業者と行政との情報交換や情報発信の充実を図ります。

【主な施策】

① ごみ減量推進員制度の充実

- ・ごみ減量推進員を対象とした研修会、施設見学会の実施
- ・地域が抱える課題解決へ向けた体制の整備
- ・ごみ減量推進員に対する意識調査

② 排出事業者への情報発信の充実

- ・多量排出事業者からの事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出及び事業系廃棄物管理責任者等との情報交換
- ・事業系ごみ適正処理・減量ハンドブックの活用
- ・排出事業者への訪問指導

③ ごみに関連する市民・事業者・行政のパートナーシップ組織の充実化

- ・パートナーシップによるごみ減量イベントの企画
- ・パートナーシップによる情報発信
- ・ごみ減量に向けた市民活動の支援

2. ごみ・環境問題に関する情報発信の充実

情報を共有し、相互理解を深めるとともに、市民のごみの減量・資源化の実践行動を支援するため、老若男女問わず、すべての人に分かりやすい情報発信に努めます。

【主な施策】

① 多様な手法による情報発信

- ・従来の市政だより、ホームページに加え、生活応援アプリ「やおっぷ」及びSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、すべての市民に必要な情報をより分かりやすく発信
- ・配慮が必要な人へ向けた情報伝達方法の研究
- ・現状の排出量や目標の達成状況の「見える化」「分かる化」「できる化」

② 対象を明確化した情報発信

- ・転入者等、本市に初めて住む人への情報発信
- ・地域への情報発信

- ・分別排出のルールが守られていない世帯や集合住宅等への排出指導及び啓発
- ・間違っ出されたごみに対しての「あきまへん」シール等を活用したごみの取り残しによる啓発
- ・管理会社等との連携による集合住宅等入居者への啓発及び情報発信

③ 継続的で分かりやすい情報発信

- ・収集曜日カレンダーの配布、生活応援アプリ「やおっぴ」等の更新
- ・ごみの分け方・出し方ハンドブックの配布、更新

3. 自治体間の連携・協力による施策の推進

大阪広域環境施設組合八尾工場での可燃（燃やす）ごみの焼却処理、適正処理困難物への対応、災害時や施設故障・改修時の相互応援体制等、自治体間の連携・協力による施策の推進を図ります。

【主な施策】

① 大阪広域環境施設組合との連携強化

- ・大阪広域環境施設組合を構成する自治体との協議と意見交換
- ・大阪広域環境施設組合との連携によるごみ搬入監視体制の強化

② 自治体相互間の連携強化

- ・災害時や施設の故障、改修時の相互応援体制の整備
- ・自治体間での情報交換体制の充実

③ 国・府等関係機関への要望

- ・全国都市清掃会議や大阪府中部ブロック清掃協議会等を通じた制度整備の要望

④ 大阪湾フェニックス計画との連携強化

- ・最終処分場確保に向け、大阪湾フェニックス計画事業継続のための大阪湾広域臨海環境整備センターとの連携強化

4. 全庁的な取組の推進

ごみの減量・資源化を推進する関係部門との情報交換を密にして、ごみの減量・資源化に取り組むとともに、環境に配慮した事務事業を実施するため、職員研修の充実、庁内の推進体制の整備を図ります。

【主な施策】

① 全部局とごみの減量・資源化を推進する関係部門の間の連携強化

- ・市の全部局との情報交換体制の充実

② 職員のごみの減量・資源化に対する意識の向上

- ・職員研修の充実
- ・庁内の計画的な事業の推進

③ 環境に配慮した事務事業の推進

- 庁内で使用する消耗品等のグリーン購入の推進
- 環境マネジメントシステムの推進

第2節. 基本方針Ⅱ 持続的に発展可能なシステムへの転換

1. ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及

事業者は設計段階から最終処分まで一定の責任を負う製品づくりだけでなく、不用になった製品の自主回収の充実に努めます。市民はものを大切にするライフスタイルへの転換に努め、事業者・市は協働し、持続的に発展可能な暮らしを目指した社会経済システムの構築を図ります。

【主な施策】

① 拡大生産者責任制度（EPR）の確立

- ・「つくる責任、つかう責任」を果たすため、生産者へ下記の事項を要望
- ・処理困難物の自主回収制度の整備を要望
- ・環境にやさしくリサイクル可能な製品づくりを要望
- ・簡易包装の推進等、ごみの発生抑制・リサイクルの拡大に向けた取組を要望

② リユース機会の提供

- ・学習プラザ「めぐる」等でのフリーマーケット等の情報発信

③ 環境に配慮した製品等の購入促進

- ・エコマーク付き製品や簡易包装製品等の購入促進

2. プラスチックごみ削減の推進

海洋プラスチックごみ問題が世界的に懸念されており、本市においても、「やおプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみの削減に向けた取組を拡大し、なるべくごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。また、今後の国の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて対応していきます。

【主な施策】

① プラスチックごみ削減の啓発

- ・「容器包装プラスチック」での分別及び排出の徹底
- ・マイボトル、マイバッグ持参運動の展開
- ・新たなリサイクル可能なプラスチックごみの収集及び処理方法の検討
- ・マイボトル普及のための給水機の充実

② 販売店等との連携

- ・簡易包装の実施、代替素材の使用等、プラスチックごみを発生させない販売方法の展開

3. 再生紙等の再生品の利用拡大

グリーンマーク商品やエコマーク商品等の再生品の需要を拡大するため、市は、市民・事業者に対してこれらの商品に関する情報を発信し、購入を呼びかけます。

【主な施策】

- ① 市民・事業者への再生品等に関する情報発信と使用の促進
 - ・家庭、事業所等で使用する消耗品等のグリーン購入の推進

第3節. 基本方針Ⅲ 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

1. 排出者責任の定着

市は、事業活動に伴って排出されるごみの処理やリサイクルの責任が、排出事業者にあることを経営者や従業員に定着するよう周知に努めます。

【主な施策】

① 排出事業者向けの啓発活動の実施

- ・事業系ごみ適正処理・減量ハンドブック等の活用
- ・排出事業者への訪問指導

② 少量排出事業者等への対応

③ 社会情勢に応じたごみ減量への取組の実施

- ・法令の整備等による事業所内におけるごみ減量への取組の工夫
- ・事業内容や雇用形態等を問わない事業所全体での取組の推進

2. 排出事業者に対する減量指導の強化

事業系ごみの減量・資源化に向けて、事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出等を通じてごみの自主的な管理を促し、減量指導の強化を図ることで、ごみの減量・資源化を推進します。

【主な施策】

① 事業系一般廃棄物減量計画等報告書による減量指導の運用

- ・事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出と報告書の点検
- ・排出事業者への訪問指導及び減量指導の実施

② 減量指導実施体制の整備

③ 事業系一般廃棄物の分別指導の強化

3. 搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施

産業廃棄物等搬入不適物の搬入防止のため、許可業者に対して搬入物検査を実施します。搬入物検査において、搬入不適物が見受けられた場合は、許可業者及び排出事業者に内容確認のうえ、適正処理等について啓発・指導を行います。

【主な施策】

- ① 許可業者への搬入物検査の強化
- ② 搬入物結果に基づいた排出事業者への指導の実施
 - ・ 許可業者と連携し、排出事業者への減量及び適正排出の指導

4. 食品廃棄物の資源化の促進

食品廃棄物のリサイクルの推進に向け、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合を図ります。

【主な施策】

- ① 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合
 - ・ 許可基準及び許可条件の見直しの検討

5. 資源化可能物の資源化の促進

古紙類等、事業系一般廃棄物については、まず資源化できる仕組づくりを検討し、できる限り焼却処理は行わない方向性に導きます。

【主な施策】

- ① 古紙類等の資源化可能物について、資源化するよう排出事業者への呼びかけ
 - ・ 資源化可能物における処理方法の情報発信
 - ・ 新たな資源化可能物の処理方法の検討

第4節. 基本方針Ⅳ 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

1. 環境教育・環境学習の推進

市は、市民がごみの減量やリサイクルに積極的に取り組めるよう、環境教育や環境学習の充実を図ります。また、環境教育や環境学習を通じて、子どもから高齢者まで、環境に対する意識の向上を図ります。特に本市の未来を担う子どもに対しては、学校教育における「総合的な学習の時間」等を活用し、学校と地域との連携を図り、体系的な環境教育を推進します。

【主な施策】

① 環境教育の充実

- ・環境出前講座の実施・情報発信
- ・教育委員会との連携

② 環境学習の充実

- ・学習プラザ「めぐる」を拠点とした環境学習の充実
- ・施設見学会の開催等、ごみ処理現場を実際に体感できる機会の提供

2. 生ごみの減量・資源化の推進

生ごみの減量・資源化を図るため、家庭用電動生ごみ処理機等の普及を支援するための助成制度等を継続するとともに、水切りの浸透、食品ロスの削減のため、情報発信や啓発活動の充実に努めます。

【主な施策】

① 生ごみ堆肥化の推進

- ・家庭用電動生ごみ処理機購入助成制度の実施・情報発信
- ・生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入助成制度の実施・情報発信
- ・生ごみ堆肥化ぼかし容器貸与制度の実施・情報発信

② 生ごみの水切りの浸透

- ・水切り方法の情報発信

3. 食品ロス削減の推進

可燃（燃やす）ごみに含まれる食品ロスの削減が、ごみの減量に大きな影響を与えることから、食品ロスの削減の推進に関する法律を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者等と協働し、積極的に取り組みます。

【主な施策】

① 食品ロス削減の啓発

- ・食品ロス削減推進計画の策定
- ・食品ロス削減につながる市民講座の実施
- ・家庭から排出される食品ロス削減方法の情報発信
- ・本市独自の食品ロス削減運動の展開

② 飲食店、販売店等との連携

- ・少量サイズの販売、テイクアウト販売の拡大等、食品ロスを発生させない販売方法の展開
- ・食品ロス削減協力店の周知

③ 教育委員会、関係機関等との連携

- ・学校教育での食育を通じた食品ロス削減
- ・フードバンク等を活用した余剰食品の有効利用

4. 資源を有効活用する事業活動、店頭等における資源回収の促進

部品の共有化、長期確保、販売店における修理カウンターの整備等、製品の修理体制の整備を事業者に求め、資源を有効活用した事業者の活動内容について、市民に情報発信を行います。

また、資源回収の促進を図るため、スーパー等へ店頭回収の協力を求めるとともに、店頭回収実施店に関する情報を市民へ発信し、回収への協力を呼びかけます。市は、公共施設等における回収拠点の整備に努めます。

【主な施策】

① 発泡トレイ、紙パック、空き缶等の自主回収を促進

- ・スーパー等の店頭における自主回収の拡大
- ・回収実施店舗の情報発信

② 他の品目の研究及び回収の実施

- ・現在分別回収を行っていないリサイクル可能な品目の回収を検討

③ 公共施設等における回収拠点の整備

- ・ペットボトル、充電式電池等の回収拠点の整備

- ・現在拠点回収を行っていない新たな品目の回収を検討

5. 集団回収等の自主的なリサイクル活動の推進

市は、町会、こども会等が実施している集団回収について、より意欲的な活動を継続できるよう充実したサポートを行います。また、ごみの減量・資源化に関する模範的な活動を行っている個人・団体に対して、表彰や活動紹介を行うなど、市民の自主的な活動に対する支援を行います。

【主な施策】

① 集団回収の充実

- ・奨励金交付制度の継続
- ・看板、紙ひも等の支援物品の提供
- ・回収範囲、回収ルートの整備
- ・未実施地区への実施の支援
- ・積極的な活動を行う団体への支援の検討
- ・転入者等への集団回収等の情報発信

② 自主的なリサイクル活動の推進

- ・ごみの減量に積極的に取り組む市民等への支援

第5節. 基本方針V 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

1. 資源化の推進と適正処理、効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備

市民・社会ニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図ります。また、高齢化の進展といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減を目指します。さらに、指定袋制度について、市民ニーズを検証し、より充実した制度となるよう整備に努めます。

【主な施策】

- ① 市民ニーズ、国の動向に注視し、新たな資源化可能物について回収ルートの整備を検討
 - ・新たな資源化可能物の収集の検討
- ② 効率的な分別収集体制の整備
 - ・収集ルート、収集車両配置等を必要に応じて見直し、効率的かつ効果的な分別収集体制を整備
- ③ 高齢者等のごみ出し支援事業の推進（ふれあい収集）
 - ・ごみを自ら集積所まで出すことが困難な高齢者・障がい者・妊産婦等を対象に、作業員が個別訪問し収集を実施
- ④ カラス等の鳥獣によるごみの散乱被害対策に関する情報発信
- ⑤ 環境負荷が少なく、かつ分別収集を効率的に行う収集車両の導入
- ⑥ 家庭用指定袋制度の充実
 - ・配付枚数の適正化、配付方法等、市民ニーズに応じた手法の検討
- ⑦ 職員研修の実施

2. 既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と延命化

八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底に努め、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、施設における事故防止に努めます。また、市民や事業者へごみの適正排出を周知徹底するとともに、ごみの減量・資源化を推進し、施設の延命化を図ります。

大阪広域環境施設組合八尾工場については、構成市との連携を強化し、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、維持管理の徹底と焼却施設の延命化を求めます。

【主な施策】

- ① 大阪広域環境施設組合八尾工場との連携
 - ・大阪広域環境施設組合構成市との連携強化
 - ・八尾工場地元連絡協議会の開催
- ② 八尾市立リサイクルセンターの維持管理の徹底
- ③ 八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底

④ 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）との連携

3. 将来におけるごみ処理施設の方向性についての調査研究及び安定的な確保

本市の将来におけるごみ処理施設の方向性及び処理困難物について、新たな処理技術を含め、長期的視点に立って調査研究を進めます。

本市の埋立ごみの処分を担っている八尾市一般廃棄物最終処分場については、代替地の確保が困難であることから、埋立ごみの適正排出の周知徹底により、延命化を図ります。

また、将来における最終処分場としての機能を確保するため、大阪湾フェニックス計画事業の継続を検討するとともに、ごみの減量・資源化の推進により、最終処分量の削減を図ります。

【主な施策】

- ① 将来の大阪広域環境施設組合のあり方についての検討
- ② 処理困難物の処理ルートの開発や処理方法についての検討
- ③ 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の事業継続の検討

4. 不法投棄等の防止

市民の関心度が高いごみ問題の一つである不法投棄についての意識啓発に積極的に取り組みます。また、関係機関と連携したパトロールの実施等を実施し、不法投棄されにくい環境の整備に努めます。

【主な施策】

- ① 不法投棄の防止
 - ・不法投棄に関する対策の推進
 - ・関係機関と連携したパトロールの実施
 - ・八尾市廃棄物不法投棄対策連絡調整会議の開催
- ② 資源物等の抜き取り、持ち去り行為への対策の推進
 - ・不用品回収業者に対する指導
 - ・関係機関と連携したパトロールの実施
- ③ 道路・公園等の美化の推進

5. 災害廃棄物処理対策の充実

地震、台風等の大規模災害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、八尾市災害廃棄物処理計画等の実効性を確保し、災害廃棄物処理対策の充実を図ります。

【主な施策】

① 八尾市災害廃棄物処理計画の実効性の確保

- 災害発生時における関係機関等との連携
- 災害廃棄物の収集方法、仮置場等の事前広報の実施
- 災害廃棄物処理に関する研修の実施

② 八尾市災害廃棄物処理計画の見直しの検討

- 災害廃棄物対策指針等、国・府における諸計画との整合性
- 八尾市地域防災計画との整合